

企第1号 妙高市起業創業支援・関係人口創出連携 プロジェクト委託業務仕様書

1. 業務名称

企第1号 妙高市起業創業支援・関係人口創出連携プロジェクト委託業務

2. 業務期間

契約の日から令和7年3月21日（金）

3. 業務対象地

妙高市内、東京都内等

4. 業務目的

今後、ますます進展する人口減少・少子高齢化による人口構造の変化は、地域産業等の担い手不足や地域経済の縮小など、様々な課題をもたらし、さらに深刻化していくことが懸念されている。

このような状況を受け、今ある地域資源を活用した新しい産業を掘り起こすため、起業創業の力が求められている。

一方、都市部では、首都圏を中心に人口の一極集中やリモートワークの急速な浸透を背景に価値観の変容が起きており、自分らしいライフスタイルの確立や成長機会を獲得するため、地域との多様な関わりを求める企業人材が増加しており、これらの人材は地域の人々との交流を深め、地域課題を解決する担い手として期待されている。

このことから、市内における起業・創業を志す人材を育成するため、販路開拓、財務、人材育成等の基礎的な知識が身につくセミナーを実施するほか、事業計画の作成方法や首都圏企業等への関係性づくりなどの支援を実施し、市内における起業・創業者の増加を図る。

あわせて、首都圏企業等の外部人材との多様な関係性を構築し、それらが持つ知見やネットワーク、ノウハウを活かし、地域課題・行政課題の解決に繋げるため、都内の官民共創施設等を拠点に、市内において起業・創業を志す人をはじめとした民間事業者などの市内人材を起点に、妙高市の魅力や地域課題等の現状を発信し、交流するイベントを開催することで、関係人口の創出・拡大を図る。

5. 業務内容

受託者は、以下の業務を行うものとする。

なお、図1、2を参考に各業務を連動させることで、相乗効果により最大の成果が生まれるよう実施するものとする。

(1) 起業・創業支援

① 創業支援セミナー

回数：4回以上

期間：委託期間内で提案すること

対象：15人程度

手法：原則オンライン（状況に応じてオフラインも可）

会場：ZOOM等、双方向型オンラインツール

内容：経営、販路開拓、財務、人材育成など創業の基礎知識を網羅したものとする。

② ビジネスプラン作成ワークショップ

回数：5回以上

期間：委託期間内で提案すること

対象：上記①を受講し、事業の具体的なアイデアをお持ちの方

手法：オンライン
会場：妙高市内（市が提供する会場を使用すること）
内容：より具体的なアイデアをベースとした、マーケティング・事業計画・数値計画・プレゼンテーションに関するブラッシュアップを含むものとする。

③ 上記②参加者への伴走支援

回数：合計35回以上
期間：委託期間内で提案すること
対象：上記②参加者
手法：原則オンライン（状況に応じてオフラインも可）
内容：創業前後～事業拡大のための個別相談業務を行うこと。また、MYOKO BASE CAMPやSHIBUYAQWSで実施するイベントへ登壇する際のプレゼン指導や、必要とする関係先への調整等を含む。

(2) 関係人口創出・拡大

① MYOKO BASE CAMPを活用したイベント開催

回数：2回以上
期間：委託期間内で提案すること
対象：妙高市内関係者、上記（1）の参加者、首都圏等の外部人材
手法：原則現地開催（状況に応じてオフラインも可）
会場：MYOKO BASE CAMP等の市内各所
内容：妙高市内で、テレワーク体験・市内観光・現地関係者との交流などを含めた、人と人との繋がりを深めるMeetupイベントを開催する。妙高市へのオフィス誘致や2拠点居住、市内事業者等との連携などによる地域課題解決に繋がることを目指し、内容は協議の上決定する。

② 首都圏の官民共創施設を活用したイベントの開催

回数：5回以上
期間：委託期間内で提案すること
対象：妙高市内関係者、上記（1）の参加者、首都圏等の外部人材、
手法：原則現地開催（状況に応じてオフラインも可）
会場：SHIBUYA QWSを想定
内容：関係人口となりえる首都圏在住者に対し、妙高市の魅力や課題、現状について知ってもらい、意見交換等や交流を行うイベントを開催する。参加者に、①などのタイミングで妙高市に来ていただくことを目指し、他イベント、市内人材との連携など、手法・内容は協議の上決定する。

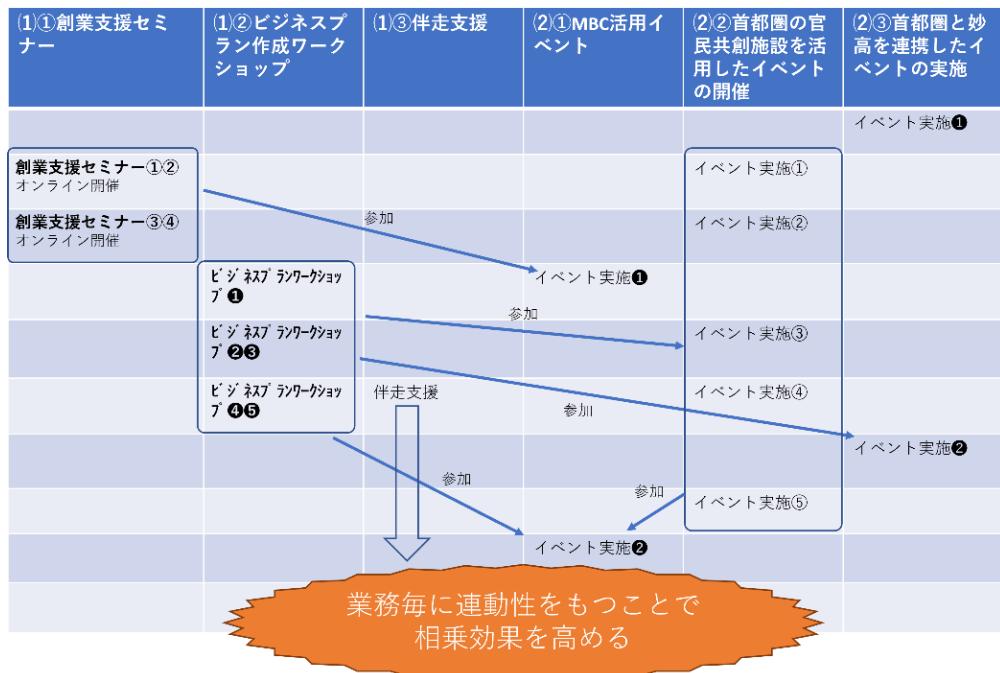
③ 首都圏と妙高を連携したイベントの実施

回数：2回以上
期間：委託期間内で提案すること
対象：各関係人口候補者、妙高市内関係者、上記（1）の参加者
手法：原則現地開催（状況に応じてオフラインも可）
会場：SHIBUYA QWSを想定（市が提供する会場を使用すること）
内容：上記①②を総括するイベントとし、キックオフ・中間・最終報告などの効果的なタイミングで実施すること。トークセッションや市内人材・上記（1）受講者からのピッチ、都内スタートアップのカウンターピッチ、交流時間などを設け、妙高市の関係人口拡大に資する内容を想定する。

図1【業務連携イメージ】



図2【業務スケジュールイメージ】



6. 成果品

(1) 成果品について

本業務の成果品は、次のとおりとする。

①企第1号 妙高市起業創業支援・関係人口創出連携実績報告書 A4 1部、電子データ

②成果物、記録写真などの電子データ 1式

*上記①～②の電子データは、委託者の指定する形で納付すること。

(2) 納品期限

令和7年3月21日（金）

(3) 納品場所

妙高市企画政策課

7. 業務実施における留意事項

- (1) 妙高市及び参加メンバーと意識共有しながら業務を実施すること。
- (2) 受託者は、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報については、目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。本業務終了後もまた同様とする。
- (5) 本業務の実施に伴う成果品等作成した資料の著作権は、全て妙高市に帰属するものとし、承諾を受ければ他へ公表、貸与等はできない。
- (6) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または、請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については妙高市と協議の上業務の一部を委託することができる。
- (7) 本業務の会計書類や会計帳簿等は、業務実施終了後の翌年度から5年間保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は協力すること。

8. その他

この仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定する。